

国民年金だより

むつ年金事務所
☎22-2278

老齢基礎年金はいつから受けられるの？

老齢基礎年金は、保険料を納めた期間などの受給資格期間が25年以上ある人が65歳から受けられる年金です。20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めた人は年間で満額（786,500円）の老齢基礎年金を受けることができます。

早くもらう繰上げ支給

希望すれば、60歳から65歳になるまでの間に減額された繰上げ支給の年金を受けることができます。請求したときの月単位の年齢によって減額率が決まります。

減額率 繰上げ請求月から
 $0.5\% \times 65\text{歳になる月の前月までの月数}$

- 一度決めた減額率は一生変更できません。
- 繰上げ支給を受けた後は障害基礎年金を受けられません。
- 国民年金の任意加入者は繰上げ支給を請求できません。

請求時の年齢	請求時から65歳になる月の前月までの月数	減額率
60歳0ヶ月～60歳11ヶ月	60月～49月	30.0%～24.5%
61歳0ヶ月～61歳11ヶ月	48月～37月	24.0%～18.5%
62歳0ヶ月～62歳11ヶ月	36月～25月	18.0%～12.5%
63歳0ヶ月～63歳11ヶ月	24月～13月	12.0%～6.5%
64歳0ヶ月～64歳11ヶ月	12月～1月	6.0%～0.5%

【お問合せ】むつ年金事務所（国民年金課）
住民・環境部門 担当：石戸

平成25年度母子家庭等就業支援講習会並びに相談事業開催

母子家庭の母および寡婦の方の就業や技能習得のお手伝いとして、下記のとおり就業相談や就業支援講習会を行います。

①講習会

○介護職員初任者研修課程講習会

[弘前市] 平成25年8月～9月 25回程度（平日） 学校法人弘前城東学園
[八戸市] 平成25年9月～12月 25回程度（土・日）社会福祉法人ファミリー ハピネスやくら

○簿記講習会

[むつ市] 平成25年7月～11月 51回程度（主に月・水・金）青森アカウンティングスクール

○調理師試験準備講習会

[弘前市] 平成25年7月24日(水)・25日(木) 弘前文化センター
[八戸市] 平成25年7月18日(木)・19日(金) 八食センター

●募集期間 平成25年6月3日(月)～6月14日(金)

●申込方法 役場住民福祉課窓口にある申込用紙にて、住民福祉課または下記まで

●受講料 無料（但し、教材費など一部負担あり）

●保育が必要な場合はご相談ください。

②相談事業

◇就業相談 通年 就業支援バンクに登録していただき、個々に求人情報を提供します。

◇法律相談 毎月第3火曜日 午後1時より 要予約

◇母子相談 通年

※相談事業についてはいずれも電話による相談も可能です。

【お問合せ】公益財団法人青森県母子寡婦福祉連合会 ☎017-735-4152
住民・環境部門 担当：石戸

村県民税（第1期）、固定資産税（第2期）、介護保険料（第1期）の納期は、

7月1日(月)です。忘れずに納入しましょう！

※諸事情により、納期ごとの支払いが困難な方は、分割による支払いも可能です。

お気軽に住民福祉課 税務・国保部門までご相談ください。